

# 2019年度 サポートセンターはなのこみち事業計画

## 『 共同生活援助事業 』

2019年 4月1日～2020年 3月31日

### グループホームの目標

個々の生活を大切に、自分の家である居心地良い居住空間であり、安心して受け入れられる支援であるよう暮らしの場であること。支援員の定着勤務が可能であるよう、長時間の支援員配置ではなく、交代制で無理が少ない体制作りを維持する。入居者と支援員双方が、安心出来る場所である事。

### 今年度目標

- ・利用者の加齢に伴う身体機能の低下を考慮し、医療機関及び日中系事業所と密に連絡をとりあい、緊急時に対応可能な安心安全の日常生活を提供していく。
- ・居住空間の衛生面を徹底し、感染症を蔓延させない住まい作りと環境作りをする。
- ・ヘルパー不足により、これまで休日に外出ができにくかった状況を改善し、週に1度、または隔週にヘルパーと外出できる支援体制を構築する。
- ・自立生活訓練事業サービスの申請を行い、希望する利用者に対し宿泊訓練を実施。障害を持つ人が一人でも多く地元地域に居住し、定着できる支援を提供していく。

## 1) 利用者支援の具体的なあり方

### 1. 基本的な生活にかかわる支援

食 事：栄養や好み、季節感などを考慮した食事を提供し、健康状態や年齢にも配慮する。  
利用者の状況に応じ、食事形態についても配慮する。

排泄・入浴：利用者の状況に対し、見守り又は身体介護を行う。

睡 眠：安心して眠れ、気持ち良く目覚められる環境を作る。

衛 生 保 持：玄関やトイレ、風呂などの利用者が共同で使う場所の掃除を世話人が利用者にならわって行う場合がある。部屋の掃除などについては、支援が必要な場合は本人の了解のうえで行う。家屋周辺の環境設備も同様である。

### 2. 日常活動にかかわる支援

- ・利用者が通っている事業所等と連携し、日中活動が充実するように支援をする。
- ・利用者が心身の状況に合わせ、適切なサービスを選べるように支援し、日中を過ごしやすいようにする。

### 3. 社会生活にかかわる支援

金銭管理：毎月の家賃・食費・光熱水費・日用品費などを利用者から集め、購入及び支払いをする。また、厚生労働大臣の定める自己負担額を集め、上限額の管理を行う。世話人は、別に定める「利用者預かり金等管理規定」に基づいて日常の金銭管理を行うとともに、収支を

記帳し毎月利用者及び金銭管理責任者に報告をする。また、利用者は希望に応じて随時それを閲覧することができる。消耗品の購入についても、利用者に代わって行う場合がある。

余暇活動等支援：利用者間の親睦をはかるために、季節ごとの行事を行う。

地域との交流：可能な限り地元自治会の活動へ一緒に参加し、地域の方との交流を深め、地域の一員となる手伝いをする。

相談・助言：職場や交流関係などにおける悩み、その他わからないことなどの相談について誠意をもって応じ、必要な場合は助言をする。なお、その内容については秘密を厳守する。

#### 4. 個別支援計画の作成

- ・個別支援計画作成時に家族と情報交換を行い、利用者の状況を常に把握し、日々の支援を行う。必要があれば、家族との3者面談も行い、家族の悩みも共有をしていく。
- ・モニタリング6ヶ月以内の期間にとらわれることなく、随時、個別支援計画については、変更が生じた時点で、ケース会議を開催し変更を行うものとする。なお、毎月1回、月曜日の支援員会議にて、個別支援計画会議を開催し、不参加の職員へも日報等で共有をし、支援体制の不備がないよう徹底を図っていく。

#### 2) 新規利用者受け入れ予定

- ・現在、入居者数は10名中10名（男性6名・女性4名）であり、満室であるため、新規利用者の受け入れ予定はなし。

#### 3) グループホーム体験利用者の状況

- ・現在、主な体験利用者は男性1名（不定期・宿泊）、女性1名（主に毎週金曜日・日帰り）である。
- ・堺市の「自立生活訓練事業」に登録し、将来、グループホームへの入居を目指される方を、体験室にて受け入れ、開かれたグループホームを目指す。【別紙参照】

#### 4) 利用者支援の具体的内容

##### 1. 日課：日常生活に関わる支援

※利用者の体調がすぐれない場合など緊急時には、必要に応じて臨時に人員を配置し、支援体制を確保する。

6：00～ 9：00 起床・朝食・着替え・通所準備

9：00～ 9：30 送迎送り出し 夜勤者片付け 引き継ぎ

※日中活動の事業所が休みの場合は、可能な限り利用者の希望に沿った過ごし方ができるように支援する。

16：00～18：00 帰宅後の受け入れ 入浴 洗濯

18：00～19：00 夕食

（金曜日は食後にティータイムを開催する）

19：00～20：00 夕食後の片付け

20：00～21：00 男性利用者1名を男性支援員2名で入浴介助

21:00～

就寝前の服薬見守り 就寝介助

※個別の生活リズムに応じて支援体制を組んでいる

## 2. 週間

①移動支援等を利用して週末に外出：本人希望時

②毎週金曜日：夕食後のティータイム。不定期に防災に関しての話し合いを行う。

## 3. 年間

6月 校区防災訓練への参加 7月 福祉盆踊り 8月 PL花火鑑賞会

11月 福祉フェスティバル 12月 クリスマス会 1月 お正月

2月 節分 3月 ひなまつり

※ 実施月は未定あるが年度内にGH利用者の日帰り旅行を計画しています。

## 4. サービス提供日

・365日

## 5. 利用者の健康管理

- ・体調管理：常日頃から表情や食欲の変化など利用者が発するサインを見逃さず、毎朝のバイタル測定等を通して、利用者の健康状態を常に把握する。また不規則な生活リズムにならないよう配慮する。
- ・服薬管理：服用時には職員が見守る。残薬管理はかかりつけの薬局に担ってもらい、医療機関と連携して、利用者の状態にあわせた服薬ができるように支援をする。
- ・入院中の支援：医療機関及びご家族と連携して、入院生活に必要な支援をする。必要に応じて入院時コミュニケーション支援を使用し、円滑に入院生活が送れるように、また入院中のストレスを軽減できるようにする。
- ・在宅医療：定期的に看護職員がバイタルチェック及び健康相談を行う。また、利用者の状況に応じ、必要な場合は定期的に訪問診療を受けられるようにする。(協力医療機関：太田医院)
- ・口腔ケア：利用者の状況に応じ、必要な場合は支援員が口腔ケアを行う。専門的な口腔ケアが必要な場合は、1週間に1度、訪問歯科診療を受けられるようにする。  
(毎週金曜日 協力医療機関：西村歯科)
- ・訪問マッサージ：利用者の身体的負担軽減を目的に定期的にマッサージを受ける。緊張を緩和し、リラックス効果および身体の稼動域を増やす。(毎週木曜日 協力医療機関：川野マッサージ)

## 6. 通所支援

- ①朝、支援員が自力通所可能な入居者と共に徒歩にて一緒に通所する。
- ②利用事業所等の送迎車到着時の送り出し、受け入れ支援を行う。

## 7. 防災・避難訓練の重視と事故防止対策・対応

- ・避難訓練と自主防災訓練を実施し、所轄消防署の指導を受ける。定期的に消化設備・避難経路の点検を受け、消防用設備を維持する。
- ・事故防止のための環境整備など、十分な配慮を行い支援に当たる。万が一、事故が発症した場合は、

家族及び支援者への連絡、救急搬送などの対応を迅速に行う。

- ・地域防災訓練に参加し、日ごろから地域住民との交流を重ねて、支え合える関係性を築きあげていく。
- ・安心・安全な環境づくりを意識し、職員が常に、“気づき”ができるような意識改革（リスクマネジメント）の徹底を図っていく。
- ・事故または、苦情が発生した場合は、5日以内に報告書を作成し、1週間以内に全職員が情報を共有して再発防止に最善を尽くす。
- ・障がい者防災対策プロジェクト会員になり、防災対策を強化する。防災委員を選任し、防災・減災対策について法人内各事業所の防災委員と協議し、日ごろから防災・減災に努める。

## 8. 地域社会との交流

- ・「こんにちはサニー・サイトです」（地域新聞）に「はなのこみち」の情報を掲載し、広く地域の方に「はなのこみち」のことを発信していく。
- ・地元、深井清水町自治会行事に積極的に参加し、交流を深める。深井清水町の住民として、町内行事に進んで参加する。また地域住民として、住みやすい街づくりを目指す。
- ・地域からの実習や、見学を進んで受け入れ、交流を図り、理解を求めて行く。
- ・自助の強化に努め、地域の共助に資する社会資源となることを目指す。

## 9. 成年後見制度の利用

- ・ご本人、ご家族の高齢化に伴い、契約手続きや金銭管理が難しくなる状態に備え、必要に応じて成年後見制度の利用をすすめていく。まずは、入居者の優先順位をつけ、後見人の担い手が乏しい方（両親の不在等）3名から中区役所に申請の手続きを開始する。その後、順次、年度内には、全員の申請を完了させていく予定。

## 10. 利用料金

- ・家賃 ⇒月40,000円（10,000円は公費で家賃補助有り）  
※生活保護受給世帯に属する方については堺市が定める住宅扶助額の上限額を基準としその額にあわせた家賃を徴収。
- ・食費 ⇒月20,000円
- ・日用品費 ⇒月2,000円
- ・光熱水費 ⇒月18,000円
- ・修繕積立費 ⇒月2,000円
- ・金銭管理費 ⇒月1,500円（希望者のみ）  
※上記の費用は、毎年度精算とし、過不足分は徴収。逆に余剰金については、人数割にて返金する。

## 5) 職員について

- ①健康診断：全職員が定期的に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行う。夜勤勤務者は、年に2回の健康診断（7月と1月）を行う。
- ②研修：利用者の障害特性を理解し、適切な支援・対応が出来るような専門性の向上をはかる為、積極的に事業所内外の研修に参加する。また、福祉専門の資格（介護福祉士等）取得についても、法人が積極的に協力する。

勤務開始から3年未満の夜勤職員に対してグループホームの業務（利用者支援中心の内容）についての研修を個別で実施する。

- ③職務分担：業務や役割を適正に分担し、個々の職員が過重負担にならないよう、配慮、工夫をする。  
また自発性を培う環境づくりを心がけ、個々の職員が能力を発揮できる職場環境を目指す。